

5 就労の開始

(1) 就労状況の把握

対象者の努力とケースワーカーの支援が実を結び、就労を開始したときは、ケースワーカーにとって、たいへんやりがいを感じる瞬間ではないでしょうか。

対象者に対して、引き続き、適切な就労に関する指導援助を行うに当たっては、以下の点に留意して、就労先の状況を把握しておくことが必要です。

① 勤務内容、勤務時間、勤務日数
具体的な勤務内容を把握し、対象者の能力、家庭環境等と比較して、勤務時間があまりにも短い、もしくは、長すぎるなどの問題があるようであれば、適切な指導援助を行う必要があります。
② 収入見込み額
対象者の能力等との比較はもちろんですが、勤務時間、勤務内容と比較して妥当な金額かどうかについて、検証する必要があります。 また、京都府最低賃金（p.74）と比較するのも、一つの方法です。
③ 勤務地
勤務地まで公共交通機関を使用する場合は、実費分を、収入認定の際に必要な経費として控除します。
④ 社会保険
厚生年金保険、健康保険といった各種社会保険が整備されていれば、将来の世帯の自立に効果的です。 実費については、収入認定の際に必要な経費として控除します。

(2) 収入申告について



ア 届出義務と各種控除の説明

生活保護は、要保護者の最低生活費と収入との対比によって、保護の要否を判定する仕組みとなっているため、就労を開始した場合は、就労収入額を申告する必要があり、このことを、対象者に周知する必要があります。

なお、届出義務の説明と同時に、収入を申告することにより得られる各種控除についても、説明することが必要です。

○ 新規就労控除

新卒の者、3年以上不就労であった者が就労を開始した場合に、就労後生じる特別の需要に対応するとともに、勤労意欲を促すための控除

○ 未成年者控除

未成年者が社会に適応するために生じる、教養その他健全な生活基盤を確立するための特別の需要に対応するための控除

(3) 就職支度金の支給について

就職の確定した対象者が、就職のために直接必要とする洋服や履物等の臨時的な需要がある場合は、就職支度費（平成16年4月1日現在、29,000円以内）を支給することができます。

家庭訪問や面接等を通じて実態把握を行い、その必要性を検討のうえ、支給可否を決定してください。



(4) その他

就労を開始して間もない時期は、新しい生活サイクルに戸惑うことが多く、その結果、健康状態や就労状況に支障をきたすことが少なくありません。

対象者の立場を考慮し、あたたかく見守りながらも励まし、必要に応じて指導援助することが大切です。

6 就労支援関連施策

(1) 雇用保険

ア 雇用保険の目的

雇用保険は、労働者が失業した場合及び雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、必要な給付を行うとともに、労働者自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど、その就職を促進することを目的としています。

なお、経済社会の変化や働き方の多様化に対応し、再就職を支援するために、平成15年5月に制度が改正されました。

イ 適用事業

(ア) 強制適用事業

→労働者が一人でも雇用されている事業。

(イ) 暫定任意適用事業

→常時5人未満の労働者を雇用する農林の事業、畜産、養蚕又は水産の事業は、当分の間、任意適用事業になります。

ウ 被保険者

適用事業に雇用されている労働者。

ただし、以下の者は適用除外となります。

- 65歳に達した日以降に雇用される者
※ 高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者に該当する者、日雇労働被保険者に該当する者は除く
- 短期労働者で次の者
 - ① 季節的に雇用される者
 - ② 短期の雇用（同一の事業主に引続き被保険者として雇用されている期間が一年未満である者）を常態とする者
- 日雇労働者であって、日雇労働被保険者に該当しない者
- 4箇月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者
- 週の所定労働時間が20時間未満の者
- 船員保険の強制被保険者等

エ 求職者給付

(ア) 基本手当の受給資格

被保険者が失業した場合、算定対象期間に以下の条件を備えていなければなりません。

なお、算定期間は、原則として離職の日以前 1 年間です。

- | |
|--|
| <p>○「一般被保険者」及び「高年齢継続被保険者」であった場合
賃金支払の基礎となった日数 14 日以上の方が 6 箇月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が満 6 箇月以上あること。</p> |
| <p>○「短時間被保険者」及び「高年齢短時間被保険者」であった場合
離職の日以前 2 年間に、賃金支払の基礎となった日数 11 日以上の方が 12 箇月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が満 12 箇月以上あること。</p> |

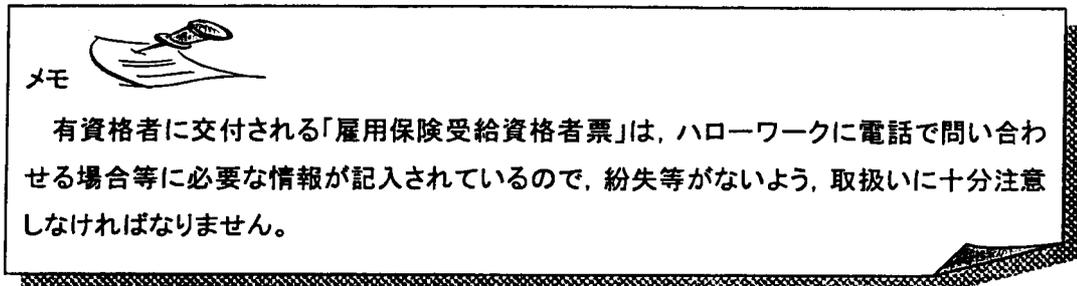
(イ) 受給資格の決定

基本手当の支給を受けようとする者は、離職後、住所地を管轄するハローワークに求職の申し込みを行うとともに、雇用保険被保険者離職票等を提出する必要があります。

提出書類

- a 雇用保険被保険者離職票 (1) 及び離職票 (2)
- b 雇用 (失業) 保険被保険者証
- c 印かん
- d 住民票又は運転免許証 (その他住所及び年齢を確認できる官公署発行の書類)
- e 写真 1 枚
(3cm×2.5cm程度の正面上半身のもの)
- f 普通預貯金通帳
(本人名義の口座で振込みに使用します)

受給資格の規定に該当する場合は、失業認定日等の必要な事項が記入された雇用保険被保険者離職票が交付されます。



(ウ) 失業の認定

基本手当は、受給資格者が失業している日(失業していることについて認定を受けた日)について、支給されます。

そのためには、指定された失業の認定日に、管轄のハローワークに行き、失業認定申告書に受給資格証を添えて提出したうえで、職業紹介を求める必要があります。

なお、失業とは、「積極的に就職しようとする気持ち」と「いつでも就職できる能力(環境、能力等)」があり、「積極的に就職活動を行っているにもかかわらず就職できない状態」にあることをいいますので、次のような場合は失業とは認定されません。

○病気やケガですぐに働けないとき	○結婚をして家事に専念するとき
○妊娠・出産・育児などによりすぐに働けないとき	○自営業(準備を含む)をはじめたとき
○親族の看護に専念し、すぐに働けないとき	○新しい仕事についたとき
○定年などで退職してしばらく休養するとき	○会社の役員に就任したとき

(エ) 賃金金額

基本手当は、日額で支給され、その基本手当の日額は、賃金日額に厚生労働省令で定める給付率を乗じて求めます。

なお、賃金日額は「算定対象期間において被保険者として計算された最後の6箇月間に支払われた賃金総額÷180日」で算定されます。

(オ) 基本手当の所定給付日数

所定給付日数の決定は、特定受給資格者かどうかで大別されます。

※ 詳細については、「社会保障の手引き(平成16年1月改訂)」を参照。

<一般保険者であった受給資格者(自己都合,定年等による離職者)>

基礎算定期間 基準日における年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		全年齢		90日		
障害者等 の 就職困難者	45歳未満	150日	300日			
	45~65歳未満		360日			

<特定受給資格者(倒産,解雇による離職者等)>

基礎算定期間 基準日における年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	
		30歳未満		90日	90日	120日	180日
30~35歳未満		180日	210日			240日	
35~45歳未満			180日		240日	270日	
45~60歳未満		180日			240日	270日	330日
60~65歳未満		150日			180日	210日	240日

(2) 傷病手当金

ア 概要

病気休業中に、被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。

被保険者が、病気やけがのために働くことができず、連続して3日以上勤めを休んでいるときに、4日目から支給されます。

同一の傷病について、1年6ヶ月まで支給されますが、重複して支給されることはありません。また、別の病名でも、同一の傷病と判断されれば、支給の対象とはなりません。

なお、傷病手当金終了後は、障害厚生年金の受給について検討するよう、心掛けてください。

イ 手続き

事業所を管轄する社会保険事務所（または健康保険組合）へ「傷病手当金申請書」を提出します。

手続きには、傷病手当金申請書のほか、労務不能に関する医師等の意見書等が必要ですが、第1回目の請求には、賃金台帳の写しと出勤簿が参考資料として必要です。

メモ

傷病手当金と失業給付は、重複して支給されません。

また、出産手当金が支給される場合には、出産手当金が優先し、その間、傷病手当金は支給されません。

さらに、労災補償との併用もできませんので、注意してください。

ウ 支給される金額

支給額は、病気やけがで休んだ期間、1日につき、標準報酬日額の6割に相当する額です。

なお、働くことができない期間について、次の①、②、③に該当し、その支給日額が傷病手当金の日額より少ないときは、傷病手当金の支給額が調整され、傷病手当金との差額が支給されます。

逆に、日額より多いときは、傷病手当金は支給されません。

- ① 事業主から報酬の支給を受けた場合
- ② 同一の傷病により、障害厚生年金を受けている場合
(同一の傷病による国民年金障害基礎年金を受けるときは、その合算額)
- ③ 退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金又は退職共済年金等を受けている場合
(複数の老齢給付を受けるときは、その合算額)

(3) 技能修得関連施策

ア 就職促進のための援護措置

求職者が、その有する能力に適合する職業につくことを促進するため、雇用対策法、職業安定法、職業能力開発促進法等において、これらの者に対する職業紹介、職業指導、職業訓練等の実施が定められていますが、これらの措置を円滑に促進するとともに、求職者の就職活動を容易にすることにより、その就職を促進するための援護措置として、雇用対策法に基づき職業転換給付金制度が設けられています。

<職業転換給付金制度の概要>

種類	概要	支給額（平成 15 年度）
① 就職促進手当	求職者の就職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金	○雇用労働者であった者 支給に係る離職日前の賃金日額に応じて日額 3,380～6,070 円
		○雇用労働者であった者以外の者 ◇基本手当(全国平均日額) 3,930 円 1 級地 4,320 円 2 級地 3,940 円 3 級地 3,540 円 ◇就職活動手当(1 日当たり) 280 円
② 訓練手当	求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金	○基本手当(全国平均日額) 3930 円 1 級地 4,320 円 2 級地 3,940 円 3 級地 3,540 円 ○技能就職手当 受講手当(日額) 600 円 通所手当(月額) 42,500 円 特定職種受講手当(月額) 2,000 円 ○寄宿手当(月額) 10,700 円
③ 広域就職活動費	広範囲の地域にわたる就職活動に要する費用に充てるための給付金	○交通費実費 鉄道賃,船賃,車賃 ○宿泊料 6 大都市等 8,700 円 その他の地域 7,800 円

④ 移転費	就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金	○交通費実費 鉄道賃,船賃,車賃 ○移転料,距離に応じて支給 単身者は2分の1
⑤ 職場適応訓練費	求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金	○職場適応訓練生1人につき 月 額 24,000 円 短期の場合(日額) 960 円 ○重度の障害者 月 額 25,000 円 短期の場合(日額) 1,000 円
⑥ その他	就業支度金	求職者の就職の促進又は求職者が事業を開始することに要する費用に充てるための給付金
	特定求職者雇用開発助成金	特定の求職者を雇い入れることを促進するための給付金
		職業促進手当の日額に離職日の翌日から自営又は再就職の日までの期間の区分に応じた日数を乗じた金額
		重度障害者については,雇入れ後1年6箇月間の賃金の1/3(中小企業1/2) 上記以外の者については,雇入れ後1年間の賃金の1/4(中小企業1/3)

※ 求職者が最寄りのハローワークに申請をすれば受給権の可否等が決定されます。

※ 対象者は、「45歳以上の求職者等」、「母子家庭の母等」等ですが、種類により給付対象が異なります。

イ 職業能力開発

職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。

<普通職業訓練>

訓練課程	対象者	訓練の概要	訓練期間	総訓練時間
普通過程	中卒者等	多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得するための長期間の課程	2年	2800時間
	高卒者等		1年	1400時間
短期過程	在職労働者等 離転職者等	職業に必要な技能・知識を習得するための短期間の課程	6ヶ月以下	12時間以上

<高度職業訓練>

訓練課程	対象者	訓練の概要	訓練期間	総訓練時間
専門課程	高卒者等	職業に必要な高度の技術・知識を有することを旨として、必要な基礎的な技能・知識を習得するための長期間の過程	2年	2800時間
応用過程	専門課程修了者	職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能知識を有することを旨として、必要な基礎的な技能・知識を習得するための長期間の過程	2年	2800時間
専門短期過程	在職労働者等	職業に必要な高度の技能・知識を習得するための短期間の課程	6ヶ月以下	12時間以上
応用短期過程	在職労働者等	職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得するための短期間の課程	6ヶ月以下	60時間以上

ウ 公共職業訓練校の所在地

(ア) ポリテクセンター京都

住 所：長岡京市友岡 1 丁目 2 番 1 号 (Tel951-7391)

設定目的：離転職者を主な対象とした総合的な職業能力開発のための施設

訓練科	期間	募集定員		訓練内容
		一部 (昼間)	二部 (夜間)	
テクニカルメタルワーク科	6 箇月	各 15 名	—	鋼板材の薄板・厚板の板取り，組立，溶接施工及びその製品の検査までの生産管理に適應できる知識・技術を習得
電気・通信施工技術科	6 箇月	各 15 名	各 15 名	電気設備工事，通信設備（電話・LAN，ネットワーク，光ファイバー等）工事，情報通信機器（パソコン等）の知識・技術を習得
ビル設備サービス科	6 箇月	各 15 名	各 15 名	建築物の付帯設備（電気設備，熱源設備，空調設備，給排水設備等）の保守管理，運転操作等ビルメンテナンス全般にわたる知識・技術を習得
CAD/CAM技術科	6 箇月	各 15 名	各 15 名	機械製図法を学び2次元及び3次元CADで図面を作成，CAMによるNC工作機械の操作の知識・技術を習得
ビジネスワーク科	6 箇月	各 15 名	—	経理，総務，営業事務等に必要な実践的な知識・技術とともに，OA機器を用いた会計処理の知識・技術を習得
FA（生産自動化）システム科	6 箇月	各 20 名	—	工場内の設備自動ライン等の保守，改善作業ができることを目標に，電子回路，マイコン制御，メカトロニクス等に関する知識・技術を習得
マネジメント情報システム科	6 箇月	各 20 名	—	経営情報管理の知識，RDB活用，SQL等のデータベース技術，HTML，スクリプトなどのWeb・DBシステム構築に関する知識と基礎技術を習得
介護サービス科	6 箇月	各 30 名	—	社会福祉・保健医療・介護等に関する基礎知識及び社会福祉等の基礎技術を学び訪問介護に関する技術，知識を習得

(イ) 京都高等技術専門学校

住 所：京都市伏見区竹田流池町 121-3 (Tel642-4451)

設定目的：京都府内産業の基盤を担う技術者育成をめざす主に新規高校卒業者や
若年求職者等を対象とした府立の職業能力開発施設

訓練科	期間	定員	訓練内容
システム設計科	2年	20名	情報処理システムの開発、運用、保守等の業務に従事するために必要な知識・技術を習得
メカトロニクス科	2年	20名	メカトロニクス機械の設計から加工、組立、操作、保守までの技術を身に付けるとともに、それらを制御するプログラムに関する知識・技術を習得
デザインワーク科	2年	20名	一般商業印刷物における企画・グラフィックデザイン・印刷等全ての工程及びWebデザインに必要な知識・技術を習得
機械加工科	1年	30名	機械加工における汎用工作機械・NC工作機械の操作、各種切削加工及び研削加工に関する知識を習得
自動車整備科	1年	30名	3級自動車整備士資格取得に必要な自動車工学、整備法、法規等の知識や自動車の整備、保守点検、検査の技術を習得
あばれる科	1年	30名	婦人子供服製作に必要なデザイン、製図及び縫製の基礎的な知識や技術を習得するとともに、工業用パターンを使った縫製やアパレルCADによるパターン製作等の技術を習得
建築科	1年	20名	中小木造建築物（在来木造建築物）における、建築施工、建築CADによる製図等、図面を理解し墨付加工が出来る技能及び技術に関する知識を習得並びに基礎的な施工管理や社寺建築に関する知識と基本的な技能及び施工管理技術を習得
建築設計・インテリア科	1年	20名	主にJW-CADを使った中規模建築物の設計製図、模型プレゼンテーション等による建築物の表現方法及び建築一般、施工管理に必要な知識並びに快適な室内空間を提案できるインテリアの基礎知識・技術を習得